

議案第16号

日出町火入れに関する条例の一部改正について

日出町火入れに関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月18日 提出

日出町長 安部 徹也

日出町火入れに関する条例の一部を改正する条例

日出町火入れに関する条例（昭和59年日出町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「、乾燥注意報又は」を「若しくは乾燥注意報が発表され、又は林野火災に関する注意報若しくは」に改め、同条第2項中「とき」を「場合」に、「、乾燥注意報」を「若しくは乾燥注意報が発表され、若しくは林野火災に関する注意報」に改め、同条第3項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

林野火災の予防実効性を高めるため、林野火災に関する注意報が発令された場合を火入れの中止事由とすることとしたいので、条例を改正するため提出する。